

お客さま各位

原料費調整制度の一部変更のお知らせ

湯河原ガス株式会社
〒259-0303
足柄下郡湯河原町土肥 1-13-11
(小売登録番号：D0029)

日頃より湯河原ガスの都市ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび弊社は、2022年11月1日に都市ガスのガス小売供給約款および各種選択約款についてのご契約内容の一部を変更させていただきましたのでお知らせいたします。2022年12月検針分からの料金算定に適用いたします。

なお、今回の変更において「基本料金」および「基準単位料金」に変更はございません。

今後ともご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

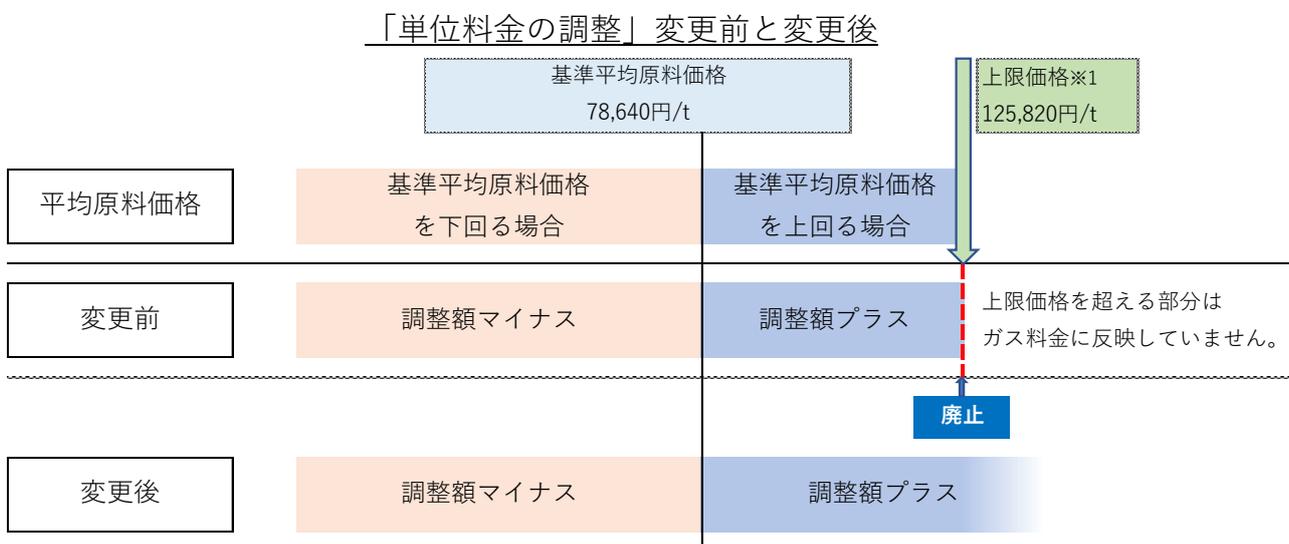
【変更の内容】

原料価格の変動を料金に適切に反映させるため、「単位料金の調整」における「平均原料価格」の上限に関する規定を削除します。

- | | | | | |
|-----------|-----|---------|------------|----|
| ・ガス小売供給約款 | 23. | 単位料金の調整 | (2) ②ただし書き | 削除 |
| ・各種選択約款 | 8. | 単位料金の調整 | (2) ②ただし書き | 削除 |

現行規定では、平均原料価格の変動が基準平均原料価格の+60%の範囲内で調整を行っていましたが、変更後は平均原料価格の変動額すべてを調整致します。

なお、従来からマイナスの調整に限度はありません。



※1 平均原料価格の変動が基準平均原料価格の+60%

【対象となる契約種別】

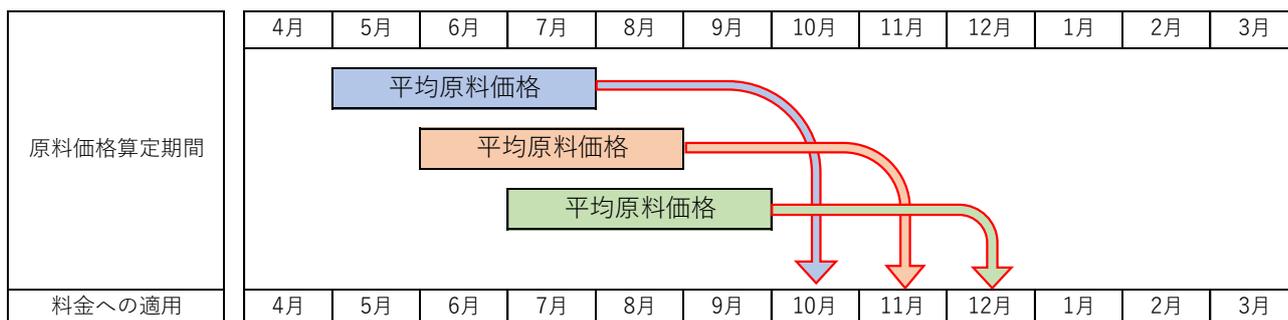
ガス小売供給約款、家庭用温水暖房契約選択約款、業務用契約選択約款

<参考>

●原料費調整制度とは

都市ガスの原料となる LNG（液化天然ガス）や LPG（液化石油ガス）は、原油価格や為替レートの影響を受け価格が変動致します。原料費調整制度は、こうした原料価格の変動を毎月のガス料金に適切に反映させる制度です。

原料価格の算定期間とガス料金への反映時期 ※2

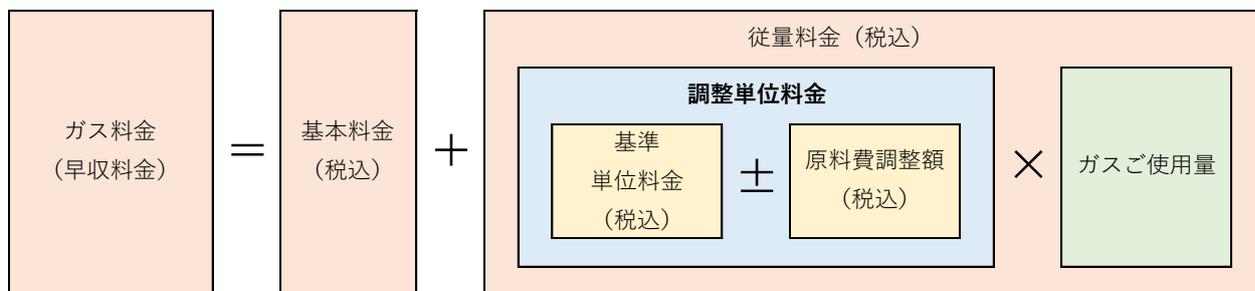


※2 原料価格の3ヶ月平均値を、中2ヵ月の間隔をおいて、次の1ヵ月分のガス料金に反映します。

●調整制度のしくみ

貿易統計に基づく3ヶ月の平均原料価格と、基準となる原料価格（基準平均原料価格）を比較し、その変動分について、あらかじめ定められた方法により調整額を算定し、ガス料金に反映させます。

ガス料金への反映 ※3



※3 毎月の単位料金は、あらかじめ定めた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。

●本件に関し、ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

湯河原ガス株式会社（代表）
受付時間（平日）8：30～17：00

0465-63-1601